

【「指定暴力団」とは？】

－「指定暴力団」に指定することの意義－

1 最近のニュースに触れて

少し前のことになりますが、平成30年3月22日、任侠山口組が兵庫県公安委員会によって指定暴力団に指定されました。任侠山口組は、平成29年4月に神戸山口組から離脱した組員らによって結成された組織です。

2つの組織の間では、平成29年9月に任侠山口組の代表者が神戸山口組からの襲撃に遭い死者も出たため、ニュースなどでも大きく取り上げられ、記憶に残っている方も多いと思います。

そもそも、神戸山口組も、平成27年8月に六代目山口組から分裂してできた組織です。そして、神戸山口組が六代目山口組から分裂した際も銃撃事件などが発生し、大きく報道されていました。

話は戻りますが、任侠山口組の指定後、更に、関東関根組が指定を受けたことにより、平成30年5月現在、指定暴力団に指定された暴力団の数は24となりました。

報道でもよく登場する「指定暴力団」とは、どういったもののでしょうか。今回は、「指定暴力団」についてお伝えしたいと思います。

2 「指定暴力団」とは

「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（いわゆる「暴力団対策法」）です。これからは、「暴対法」との略称で呼びます。）の第2条第2号で規定されています。そして、「指定暴力団」は、「暴力団」のうち、都道府県公安委員会によって、所定の要件を充たすものとして、暴力団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定されたものをいいます（暴対法2条3号、3条）。

暴対法が暴力団と指定暴力団とを分けて規定しているのは、指定暴力団に対して特に厳しい規制などを設けているためです。

3 指定暴力団に対する規制

(1) まず、暴対法は、指定暴力団の暴力団員が法律で定められた暴力的要求行為（不当要求行為の典型例である口止め料の要求、賛助金の要求などを始めとした27類型）に及ぶことを禁止し、違反行為に対しては中止命令や再発防止命令の規定を設けています（暴対法9条、同法11条及び12条の2）。暴対法の規制は、暴力的要求行為、禁止規制を設けることによって、指定暴力団による不当な要求により活動資金を獲得することを防ぐことにあります。埼玉県警察は、平成29年における暴力的要求行為



に対する中止命令が129件、再発防止命令が3件であったと発表しています。

(2) また、暴対法は、指定暴力団同士の対立抗争が生じて所定の暴力行為が発生した場合、指定暴力団等の事務所が一定の用途で利用される（おそれがある）ときには、公安委員会がその事務所を管理者・使用者の指定暴力団員に対し、一定の用途で一定期間事務所を利用できないことを命令できます（暴対法15条）。この規定には、指定暴力団同士の対立抗争を抑止する狙いがあります。

任侠山口組と神戸山口組との間では、冒頭で述べたような襲撃事件も起きており、対立抗争状態にあったと考えられますから、これらの組の事務所付近で生活する方々にとっては、早期に任侠山口組が指定暴力団に指定される必要がありました。

(3) さらに、暴対法では、指定暴力団に対する規制だけでなく、指定暴力団からの被害を救済する規定も設けています。

具体的には、指定暴力団同士の抗争や威力利用資金獲得行為によって生命、身体又は財産が侵害された場合には、侵害行為を行った指定暴力団員だけでなく、指定暴力団員の代表者等が損害賠償責任を負うという規定です（暴対法31条、31条の2）。

これらの規定は、暴力団同士の抗争や暴力的要求行為による、被害者の被害救済を図るとともに、暴力団を弱体化させることを目的として設けられています。

4 最後に

暴対法は、指定暴力団に対し、様々な観点から厳しい規制を設けています。今回は、その一部をご紹介します。

埼玉県内でも中止命令、再発防止命令を要する事件が相当数発生していますから、暴力的要求行為をはじめとした暴力団による被害に遭ってしまうこともあるかもしれません。

もし、暴力団による被害に遭ってしまった（遭っている）というようなことがありましたら、すぐに警察、暴追センター、民事介入暴力対策委員会の弁護士にご相談ください。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂3-7-6 武笠ビルII 3階

仲里建良法律事務所 ☎ 048-764-9661 FAX 048-764-9662

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

吉場 一美 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.112」から編集したものです。